

藤沢市立鵜沼中学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 本会は藤沢市立鵜沼中学校PTAと称する。

第2章 目 的

第2条 本会の目的は下記のとおりとする。

1. 家庭と学校との連携を深め、社会の協力を得て青少年の心身の健全な発達を図り、学校の教育的環境を整備し、青少年の福祉を増進する。
2. 会員の教養を高め、民主教育に対する理解を深め、また地域における社会教育の振興に協力する。

第3章 方 針

第3条 本会の方針は下記のとおりとする。

1. 教育を本旨とする民主的団体として自主的に活動し、非営利的、非宗教的、非政治的であって、他の支配・統制・干渉も受けない。
2. 青少年の福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
3. 学校問題に関し討議し、また学校の活動を助けるため関係方面に意見を具申し、参考資料を提出する。ただし、学校の管理や教育上の人事に干渉するものではない。

第4章 会 員

第4条 本会の会員は本校在籍の生徒の父母またはこれに代る人（以下保護者と言う）、本校に勤務する教員および職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を持つ。

第5条 入学時に入会した会員は、3年間自動継続とする。

第5章 会 計

第6条 本会の経費は会費および寄付金その他で支弁する。

会員または外部の者の寄付を求める場合は総会で、無記名投票による多数決で承認を得なければならない。

第7条 会員は会費として月額250円を負担する。

第8条 本会の資産は第2章の目的達成のため以外に使用してはならない。

第9条 本会の会計年度は4月1日に始め翌年は3月31日に終わる。

第6章 役員並びにその選出就任

第10条 本会の役員は次のとおりである。

会 長	1名（保護者）
副会長	2名（保護者）
書 記	2～3名（保護者1～2名 教員1名）
会 計	2名（保護者1名 教員1名）

役員の兼任は認めない。

第11条 各役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第12条 役員を選出および就任は次のとおり行う。

1. 役員は役員会計監査委員候補者指名委員会（以下指名委員会と言う）により会員中（新1年の保護者も含む）より、おのこの役員に対する候補者を推薦し、本人の同意を経て、総会の1週間以前に全会員に通知し、後期総会にて決定する。就任は4月1日とする。
2. 会長に欠員を生じたときは、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。
3. 会長以外の役員に欠員を生じたときは、運営委員会がこれを補充し総会または文書等により会員の承認を得る。任期は前任者の残任期間とする。

第7章 役員の仕事

- 第13条 会長は次の仕事を行う。
1. 総会および運営委員会を招集する。
 2. 第25条の規約により常任委員会の正副委員長を委嘱し、また運営委員会の承認を得て特別委員会の正副委員長ならびに委員を委嘱する。また必要のある場合諸種の会合に本会の代表として出席する。
 3. 他の役員とともに年度予算の計画立案を行い運営委員会に諮る。
- 第14条 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。
- 第15条 書記はすべての会合の議事を正確に記録し、各種の会合について通知する。
- 第16条 会計は本会のすべての金銭の収支を正確に記録し、会計監査委員会の監査を経て後期総会で、12月末日現在の仮決算報告を行う。3年生の保護者の会員には当報告で承認を求め、決算報告は前期総会で行う。

第8章 集 会

- 第17条 総会は年2回、運営委員会は原則として月1回とし必要に応じ随時開く。各種委員会は会員の都合により随時開く。
- 第18条 毎年以下の事務的総会を開く。書面総会も可とする。
前期総会、前年度決算報告、各正副委員長の発表、年度計画、年度予算の審議ならびに承認。
後期総会、年度末仮決算報告、次年度役員ならびに会計監査委員の決定。
- 第19条 総会の定足数は会員数の5分の1とする。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第20条 運営委員会が必要と認めた場合または前条の定足数以上の会員の要求があった場合には会長は随時総会を招集する。

第9章 運営委員会

- 第21条 運営委員会は本会の役員、各常任委員会、特別委員会の正副委員長および校長、教頭および教務主任によって構成する。
- 第22条 運営委員会の仕事は次のとおりとする。
- 特別委員会の設置
 - 事業計画の審議検討
 - 総会に提出する事項の審議
 - 会長によって選ばれた特別委員長の承認
 - 各委員会によって立案された事業計画の審議検討
 - 会長以外の役員欠員の補充および当件に関する総会または文書による会員の承認
 - その他全会員によって委任された事務の処理
- 第23条 運営委員会は構成員の半数以上の出席によって成立し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。不測の事態等による規約の暫定的な運用に関することを決定する。

第10章 委 員 会

- 第24条 委員会には常任委員会、特別委員会、指名委員会および会計監査委員会の4つを置く。
- 第25条 常任委員会は委員長、副委員長、保護者および教員若干名により構成され、委員長は会長がこれを委嘱し、副委員長は委員長の推薦により会長が委嘱する。任期は1年として重任は妨げない。
1. 常任委員会には学年委員会、成人教育委員会、校外委員会、広報委員会を置く。

2. 各常任委員会の任務は次のとおりである。

○学年委員会

学年主任、学級担任および保護者と連絡をとり学年の向上を図る。なお3年の委員は卒業期の諸行事に協力する。

○成人教育委員会

会員の教養を高め、社会教育の振興に協力し、あわせて会員相互の親睦を図る。

○校外委員会

生徒の校外生活指導に協力し、各家庭の保護者の連携を図る。

○広報委員会

本会の広報活動をする。

第26条

特別委員会は特別な事項について必要のあるときに設ける。

正副委員長各1名、委員若干名で構成され、運営委員会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

その任期を終了したとき解任する。

第27条

1. 指名委員会は運営委員会が兼任する。

第28条

会計監査委員会は3名の委員により構成され、第12条第1項の役員と同様の手順を経て決定し、会計の監査をなし、その結果を総会に報告する。その就任は4月1日とし任期は1年とする。

第29条

常任委員会および特別委員会はいかなる事業計画についても運営委員会に諮らなければならない。

第11章 細 則

第30条

1. 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て決める。

2. 運営委員会が細則を改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

第12章 改 正

第31条

本規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成投票により改正することができる。ただし改正の案件についてはあらかじめその内容を全会員に通告しておかなければならない。

付 則

規約改正

平成元年3月、平成5年5月、平成9年3月、平成16年3月、平成19年3月、平成22年3月、平成27年6月、平成29年2月、令和4年2月 令和6年6月

細 則

第1章 サークル活動

第1条 サークル活動は次のとおりとする。

1. サークルの目的は下記のとおりとする。
 - ①各サークルは、学校との連携を深め、青少年の育成と、教育的環境の整備を図ることを目的とする。
 - ②各サークルは、お互いの教養を高めあい、親睦と健康を増すことを目的とする。
2. サークルの承認は、趣旨が規約に掲げている目的に合致し、運営委員会の3分の2以上の議決をもっておこなわれる。
3. 各サークルは、鶴沼中学校PTA運営委員会に所属する。
4. 各サークルは、原則として鶴沼中学校PTA会員をもって構成する。
5. 各サークルはその活動内容を鶴沼中学校PTA運営委員会に報告し、必要と認められた場合には、補助金を出すことができる。
6. 各サークルは、自主的に運営し、発表会を開いたり、会報を出したり、広報誌によったりして、その活動内容を一般会員に知らせることが出来る。

第2章 その他

第2条 慶弔についてはPTA内規に沿って行う。